

平成25年12月和水町議会定例会会議録

平成25年12月11日和水町議会第4回定例会を議場に招集された。

1. 平成25年12月11日午前10時00分招集

2. 平成25年12月11日午前10時00分開会

3. 平成25年12月11日午前11時52分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 蒲 池 恭 一	2 番 豊 後 力	3 番 中 村 一 博
4 番 古 閑 修 一	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 荒 木 拓 馬
10 番 杉 本 和 彰	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 庄 山 忠 文	14 番 多 賀 勝 丸	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	笠 輝 博	書 記	前 田 聡 子
---------	-------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	今 村 裕 司	総 合 支 所 長 兼 住 民 課 長	徳 永 壽
会 計 管 理 者	徳 永 宣 久	企 画 課 長	山 下 仁
税 務 住 民 課 長	豊 後 正 弘	健 康 福 祉 課 長	堤 一 徳
経 済 課 長	坂 本 政 明	建 設 課 長	杉 本 章 一
学 校 教 育 課 長	坂 本 誠 司	社 会 教 育 課 長	有 富 孝 一
福 祉 課 長	高 木 洋 一 郎	事 業 課 長	松 尾 憲 成
町 立 病 院 事 務 長	池 田 宝 生	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	石 原 恵 一

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 委員長報告 所管事務調査（議会運営委員会）
- 日程第6 議案第72号 和水町職員の再任用に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第73号 和水町職員の再任用に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第74号 和水町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第75号 和水町税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第76号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第77号 和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第78号 和水町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第13 議案第79号 平成25年度和水町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第80号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第81号 平成25年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第82号 平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第83号 平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第84号 平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 同意第9号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第20 同意第10号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第21 陳情等の常任委員会付託について

開会・開議 午前10時00分

○議長（多賀勝丸君） 起立願います。おはようございます。

着席ください。

ただいまから、平成25年12月和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多賀勝丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番荒木政士君、6番松村慶次君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（多賀勝丸君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの7日間にしたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月17日までの7日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（多賀勝丸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成25年和水町議会12月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には年末をひかえ、公私極めて多忙なところ全員御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正・妥当な議決に達されますよう切望してやまない次第であります。

各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に上程された議案及び一般質問の事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下教育委員会の説明者の出席を要請しております。

諸般の報告、9月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の2第2項の規定に基づき、報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は別紙のとおり、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

日程第4 行政報告

○議長（多賀勝丸君） 日程第4、行政報告の説明を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 平成25年第4回12月和水町議会定例会開催にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

まずは今年風水害なく、きわめて穏やかな1年であったかと存じますが、そうした中、和水町誕生いたしまして8年を終えることとなります。今日、政権交代から1年経過、アベノミクスによる景気回復に向けた経済効果、その効果は期待するもまだ実感できず、来年も消費税増税と進むようでございます。そのような中、そこで少子化定住促進対策として、重点事業の一つとして位置づけられております光ブロードバンド整備、いよいよ来年の秋には供用開始をもって、企業誘致、それから雇用拡大を図り、雇用あってこそ定住につながるわけでございますので、そしてまた福祉の安心・安全へと期待をいたすものでございます。

そのような中、今日は本定例会における議案の説明を申し上げます。

まず議案第72号条例でございますが、和水町職員の再任用に関する条例の制定についてから、

議案第78号、条例和水町営住宅管理条例の一部改正についてまで7件でございます。

それから議案第79号補正予算、25年度和水町一般会計補正予算6号から議案第84号補正予算、平成25年和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）まで6件でございます。

なお、同意9号、10号これは人事案件でございまして、人権擁護委員候補者の推薦でございます。

それでは一般会計のみ補正の一部を御説明を申し上げたいと思います。

まず歳入歳出2億2,987万4,000円を追加させていただいて、歳入歳出それぞれ92億7,326万5,000円といたすものでございます。

まず歳出でございますが、財政管理費、積立金、減債積立金として7,500万、それから電子計算費のブロードバンド整備事業に関する補助金額の減ということで、減の1,420万でございます。それから障害者福祉費の扶助費で障害者総合支援介護給付費、それから障害児童措置費合わせまして1,475万でございます。それから児童福祉総務費の中に、保育所運営負担金があおば、それから春富幼稚園の二つの園に対し、私立の園でございますが2,731万2,000円となっております。それから災害対策費、これまた積立金でございますが、東日本大震災その後、災害対策に関して積立金を行っておりまして、これが4,000万、よって当初の計画でございました4年続けて行いたいということで、一応目標1億2,000万を積立てをいたすものでございます。それから学校統合事業費、工事請負費でございますが、三加和中学校プール改修及び小学校プールの新築、それからバス待合所の設置で合計の6,462万6,000円をお願いをいたすものでございます。以上が歳出の主なものでございます。

それから歳入でございますが、地方交付税、普通交付税でございますが、1億8,200万が入ってきております。それから地域元気臨時交付金、これが今回歳入として受け入れしておりますのが4億3,453万円でございます。合わせて6億1,600万、この歳入を基金、先ほど歳出で申し上げました基金の繰入れ、減債基金と災害基金の繰入れに充てるものでございます。それから消防、道路、学校それぞれの事業に関して起債を計画いたしてはございましたが、今後学校建設において数々の起債事業が待っております。よって現時点において、なるべく借金をしないということで、この元気臨時交付金をもって組替えをさせていただいたということでございます。

以上、主なものを申し上げましたが、どうぞよろしく御審議賜り、御承認賜りますようお願いを申し上げます。なお、9月定例会後の行政行動に関しては別紙お配りいたしておりますとおりでございます。

以上、ごあいさついたします。

○議長（多賀勝丸君） これで行政報告を終わります。

日程第5 委員長報告 所管事務調査（議会運営委員会）

○議長（多賀勝丸君） 日程第5、所管事務調査について、議会運営委員長より、議会議員視察研修報告をお願いいたします。

議会運営委員長 小山 暁君

○議会運営委員長（小山 暁君） 皆さん改めましておはようございます。和水町議会運営委員長の小山でございます。

ただいまから先に行いました和水町議会議員視察研修報告を行います。

和水町議会では、去る10月の22日から24日にかけて、2泊3日の日程で長野県上伊那郡宮田村と同じく長野県南佐久郡川上村の2村を視察してきました。今回の視察目的は地域住民主体の公的活動への支援による住民参加や協働の自律の村づくりに取り組んでいる宮田村の現状と平均年収2,500万円、レタス生産量日本一の奇跡の村といわれている川上村の農業振興の実態についてそれぞれ視察してきました。

初日に視察しました宮田村は長野県の本曾山脈と雄大な中央アルプスの一角にそびえ立つ駒ヶ岳、標高2,956mとの間を走る中央自動車の沿線にあって、人口9,262人、面積54.5平方キロメートルの自然豊かな村でした。宮田村は昭和29年の大合併により駒ヶ岳市となりましたが、住民の自立志向の高まりによる混乱によって、昭和31年には市から分かれて再び村に戻るという苦い経験をした町だと聞き、議員一同大変驚きました。

それから50年が経過し、再び平成の合併が起こり、平成15年3月伊南四市町村任意合併協議会に参加し、約2年半にわたり市町村合併問題に取り組んできましたが、平成15年11月に18歳以上の住民を対象に実施された意識調査の結果、7割の住民が合併しない選択をしたため宮田村は合併協議会から離脱を表明し、その時点から自律の道を歩いてきたという宮田村特有の歴史があったことを知らされました。それ以降、宮田村では小さくても一人前の自治体であり続けるために、自律へのステップとして三つの方針を打ち立て、現在まで住民と共に取り組む村づくりを推奨しながら今日に至っているとのことでした。

三つの自律へのステップの第1点は、住民の役割として住民みずからの自助努力と、2点目は地域の役割としての地域における共助と、さらに3点目は行政の役割としての村としての公助、の3点を指針として目標として活動されてきていますが、その背景には地方自治は本来住民が主人公であって、住民同士の共同作業で成り立つ共同体であるという考え方と同時に、個人での地域づくりには限界があるので、よりよい地域づくりを進めるためには集落内の隣組、班、区の自治会の組織による共同作業が何よりも重要であるということ。さらに一方では、地方分権が名実共に進む中で、住民福祉の増収を図るためにはより一層の自己決定と自己責任の原則に基づく行政運営が求められていることを強調されましたが、今宮田村ではそれこそ住民と共に試行錯誤を重ねながら真剣に自律した村づくりに取り組んでおられる様子が、強く伝わってまいりました。

なお、自律推進に向けた具体的な取り組みの中には、行政改革、機構改革、村づくり協議会、地域づくり支援事業、行政評価制度の導入、職員の地区担当制、出前講座、窓口業務の改善、ボランティアとの協働などが実践されていましたが、その中でも特に目を引いたのは職員の地区担当制でした。地区担当制の目的は、村民として行政が協力して村づくりを進めるため村の職員が住民と同じ立場、パートナーとして各区の活動を支援するとともに、各区の課題解決の相談、助言を行い、区民による自主的な地域づくりや、これからの住民自治による村づくりに寄与できるように地区担当制を置いているとのことでした。

なお、地区担当の活動地区は各区の所管をもって区分されており、全職員を11の区に配置し、地区ごとにチーフ及びサブチーフを置くことになっていますが、課長職は総括担当とし、2ないし3地区を担当する仕組みになっており、課題解決のための必要に応じて担当チームの会議を招集するとともに、地区担当制を円滑に運用するために地区担当者調整会議も同時に開いているとのことでした。それから、地区担当の活動はあくまでも区単位で行うことが原則となっており、個人からの直接要請等についてはこの制度では取り組まないということでした。このことを踏まえて地区担当者は、地区で生じた課題や問題の解決に関する相談や助言、協力を行うとともに、地域づくり支援事業等への助言、協力を主とした活動を行っております。

なお、宮田村地域づくり支援事業の対象者は、行政区のほか法人格の有無を問わず、地域住民が主体となって地域の発展及び活性化に向けて取り組む団体としております。事業採択の原則は、地域づくりとして新たに取り組む事業を優先して対象としており、その対象期間は単年度となっているが、継続事業の場合3年間は採択の対象となっています。補助金の額は限度額50万円とし、採択件数が多い場合は予算の範囲内で補助金を交付することになっていますが、限度額を下回る場合もあるとのことでした。

ちなみに、平成24年度地域づくり支援事業認定実績は全部で11件で、補助金決定総額は242万5,000円となっています。このように宮田村では地方自治である住民自治を基調として、住民が創意工夫と実践によって個性ある地域づくりをする経費に対して予算の範囲内で補助金を出しながら、小さくても一人前の自治体であり続けるために住民一丸となって自立の村づくりを目指して、懸命に頑張っておられる宮田村の姿が非常に印象に残った研修となりました。

次に2日目は、長野県と山梨県の県境に位置する人口4,103人、面積209.7平方キロメートルの川上村を視察しましたが、現地は標高1,100m以上の高冷地にあり、厳しい気象条件を逆手に取った、夏らしい高冷野菜の産地化に成功し、年間200億円の出荷額を誇るレタス生産日本一の村として、農業振興の村として今全国一脚光を浴びている村であります。

川上村に一步足を踏み入れて驚いたことは、八ヶ岳高原のもと見渡す限り野菜畑が広がっており、まさしく高原野菜の一大産地でありました。かつては陸の孤島と呼ばれた川上村が、戦後高原野菜の産地化に成功し、現在では農家の平均年収が2,500万円といわれ、「奇跡の村」と呼ばれています。その高収入も手伝って、農業後継者の定着率は全国平均を大きく上回る数字となっており、現在も若者や女性に開かれた村づくりを進めており、若者にとって魅力ある農村づくりを目指しています。ちなみに農業従事者の平均年齢は30歳代で、年少人口比率も17%と長野県下の農村では高率を維持している村であります。なお、人口4,103人に占める65歳以上の割合は24.6%で、15歳から60歳までが64.3%、0歳から14歳までが11.1%となっており、出生率は1.89人と高い比率となっています。

そのほか、農業だけでなく特筆すべきことの中に図書館24時間営業や、同じく24時間営業の診療所、24時間在宅介護支援などの医療サービスが受けられるようになっており、さらには都会から嫁いできた若妻会の設置など、環境に不慣れな奥さんたちを助けるための取り組みが積極的に行われています。さらには、生きた文化財として川上村に伝わる名犬川上犬は純粋な日本犬とし

て、長野県天然記念物に指定されており、現在全国に300頭前後しかいないといわれている貴重な犬の原産地でもあります。川上村全村の野菜生産状況はレタスや白菜、サニーレタス、ブロッコリーなどの作付面積が2,854ヘクタールで、出荷量は12万8,670トン、年間販売総額は159億2,376万円となっています。

それから、平成22年度の農林業センサスによると、専業農家数は566戸、農家人口は2,646人で、一戸あたりの耕作面積は大体3ヘクタールから5ヘクタールとなっており、村全体の経営耕作面積は1,800ヘクタールとなっています。なお、冬場は高冷地のため農業生産ができないため毎年4月より土づくりから準備に入り、野菜の収穫や出荷時期は6月中旬から10月中旬までで、収穫や出荷の作業時間はいつも朝の4時からナイターで集中的に行っており、一方夏場の収穫期には800人規模の農家実習生を受け入れているとのことでした。

川上村の野菜づくりの重点施策として、まず第一は安全・安心の取り組みと、それから品質の保持と流通の取り組み、さらにはブランド化への取り組みの3点が最重要課題となっております。安心・安全面では栽培防除日誌の管理をはじめ、外部調査機関による残留農薬の調査や土壌診断等が実施されており、品質保持や流通面では予備貯蔵施設の完備をはじめ、地理的条件を利用した高速輸送に心がけるなどの手当てが行われており、さらにはブランド化への取り組みでは、新しいレタスの開発として川上村独自の新しいタイプのリバーグリーン、サワーアップなどのレタスの開発にも成功しており、全国各地で開催される物産展への出店やプロ野球の試合などでプレゼントを行うなど広く宣伝PR活動も展開されております。なお、平成18年度から台湾や香港など海外への輸出も行われており、農作物の供給基地としてますます充実発展を続ける川上村の存在を再認識するとともに、改めて奇跡の村と呼ばれる意味を実感する視察研修となりました。

今回2泊3日の行程で長野県を代表する二つの村の視察研修を終えて感じたことは、自律の村づくりの宮田村にしても、農業振興日本一の川上村にしても地域の特色や個性を生かした村づくりや、里づくりのしくみが見事に出来上がっているということと、生活を支える基盤づくりはもちろんのことですが、その中でも若者たちの定着率が高く、それこそ夢と希望が広がる魅力ある村づくりが確実に浸透し定着していることを確認することができました。

我が和水町の高齢化率は36%をすでに超えており、年少人口比率も12%と低く、典型的な少子高齢の町となっていますが、今後和水町もまちづくりや里づくりのしくみをしっかり考えていかないと、ますます地域の活力は低下するばかりか、それこそ村や集落の空洞化を進行していくことは避けられないと、今回の視察研修を通じて考えさせられました。

今後私たち議会をはじめ、町行政と町民の協働によるまちづくりが活発に展開されることを期待しながら、平成25年度和水町町議会議員視察研修報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

日程第6 議案第72号 和水町職員の再任用に関する条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第6、議案第72号「和水町職員の再任用に関する条例の制定につい

て」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） はい。議案第72号「和水町職員の再任用に関する条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

この条例制定は公的年金制度において満額年金の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳に引き上げられることに改正され実施されることに伴い、平成11年7月には国家公務員法を定年退職後最長65歳まで再雇用を可能とする法改正がなされ、同時に地方公務員法も改正され地方公共団体において再任用制度を導入することができることとなっております。

この地方公務員法第28条の4、第28条の5の規定に基づきまして、職員の再任用制度を導入することとするため条例を制定する必要がありますので、この条例案を提案しております。

それでは条例案を読み上げます。和水町職員の再任用に関する条例第1条です。

この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下「法」という）第28条の4、第1項から第3項まで（を第28条の5第2項において準用する場合を含む）の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項、又は第28条の5第1項に規定により採用することをいう、以下同じ）に関し必要な事項を定めるものとする、としております。

この第1条は趣旨をうたっており、導入の背景や目的あるいは制度の概要をもって、新たに職員の再任用制度を導入するものであります。

続きまして第2条です。法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して、法第28条の2第1項の規定により退職した者、又は法第28条の3の規定により、勤務したあと退職した者に準じて再任用を行うことができる者は次の各号に掲げる者とする。

第1号としまして、25年以上勤務して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者。

2号としまして、前号に該当する者として再任用をされたことがある者。（同号に掲げる者を除く）としております。

この第2条では、「定年退職者に準ずる者」ということで、定年退職日以前に退職した者で再任用を行うことができますのは、第1号と第2号に掲げております。早期退職者を含め25年以上勤務した者で、退職後5年を経過する日までの間にある者を再任用できるとするものでございます。

次に第3条です。再任用の任期の更新は職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。第2項としまして、任命権者は再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないとしております。この第3条では任期の更新ということで、再任用の任期の更新は更新直前の勤務実績が良好である場合にできるもの、それから第2項では更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないという

ものであります。

次に第4条です。再任用を行う場合、及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならないとしております。この4条では任期の末日ということで、再任用及び任期の更新を行う場合は任期の末日は、その者が年齢65歳に達する日以後の最初の3月31日前でなければならないということになっています。そこには施行期日を平成26年4月1日からとしております。

なお、この条例制定に伴う再任用職員にかかる給与、勤務時間、その他の勤務条件等につきましては次の議案第73号で提案しております、関係条例の一部改正で説明いたします。

以上で新たに導入する議案第72号、和水町職員の再任用に関する条例の制定についての提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第73号 和水町職員の再任用に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第7、議案第73号「和水町職員の再任用に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 続きまして、議案第73号、和水町職員の再任用に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

ただいま議案第72号で御説明申し上げました和水町職員の再任用に関する条例の制定に伴い、再任用職員に係る給与、勤務時間その他の勤務条件について関係する10の条例の一部改正をするものでございます。議案書に記載しております改正条例の順序につきましては、制定年月日、条例番号の順に条立てとなっております。

それでは別冊で新旧対照表がございますので、この新旧対照表で御説明申し上げます。右下にページ番号をしておりますので、ページ数はこのページ番号で申し上げます。

それでは新旧対照表の1ページをご覧ください。和水町職員の定年等に関する条例の一部改正です。この条例改正につきましては、基本的に再任用の規定を除外するものです。これまで議案72号で説明しました再任用に関する条例が制定されていませんでしたので、運用として再任用職員の雇用はできませんでした。条例によって再任用職員についてすでに一部規定されているものもございますので、この条例を見直しております。

まず第1条、主旨にあります地方公務員法第28条の4第1項及び第2項につきましては、定年退職者の再任用職員に関する規定でありまして、この定年退職者の再任用職員については先ほど説明しました議案第72号の条例に規定するため、この条例から削ることとなります。第5条、定年退職者の再任用についても同様に、議案第72号の条例の規定事項となりますので、第5条を削り、第6条を繰り上げるものでございます。

続きまして、新旧対照表の3ページをご覧ください。和水町職員の勤務時間・休暇等に関する

条例の一部改正です。

第2条は、1週間の勤務時間の規定であります。第2条の第4項に新たに項を追加しております。地方公務員法第28条の5第1項に規定する再任用短時間勤務職員の勤務時間は1週間あたり15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めるということであります。これは国の勤務時間の規定に準ずるものでありますが、勤務体系にフルタイム勤務と、短時間勤務の二通りの形態があります。フルタイムの勤務時間については第1項が適用され、38時間45分となります。短時間勤務職員につきましては第4項で定めてありますように、15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めることとなります。ちなみに、1日の勤務時間が7時間45分であった場合には、15時間30分の再任用の方は1週間2日の勤務、あるいは半日勤務であった場合は1週間に半日の4日勤務と、そういう状況になることとなります。

第3条は、週休日及び勤務時間の割振りの規定であります。これは第1項及び第2項のいずれの改正も但し書き部分であります。

第1項では再任用短時間勤務職員に週休日を設ける規定であります。例えば15時間30分の短時間勤務職員であれば、勤務日を先ほど申しましたように2日とすれば、ほかの曜日は週休日となるものであります。

次に新旧対照表の4ページをご覧ください。第2項は但し書きにより、再任用短時間職員の勤務時間の割振りであります。これは1週間ごとの期間について、1日7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割り振ることができるという規定であります。第4条も週休日及び勤務時間の割振りの規定であります。今申しましたように、変則勤務等にする場合は、週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週ごとに8日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上以上の週休日を設けなければならないとするものです。これは労働基準法に基づく週休日を定める規定であります。

次に新旧対照表の5ページをご覧ください。第7条の2の改正及び第9条の1項の改正につきましては、引用しております条項の改正となります。

続きまして、新旧対照表の6ページをお願いします。第11条は年次有給休暇の付与の規定であります。フルタイム職員については20日間、再任用短時間勤務職員についてもその勤務時間等を考慮して20日を超えない範囲内で規則で定めるとしてあります。要するに、勤務時間に応じ年次有給休暇を付与するというものでございます。

ここで和水町の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、先に御説明申し上げます。この再任用制度を導入するにあたって、その条例の改正がほかの条例にも影響することになりますので、順不同でございますが先に説明申し上げます。

新旧対照表の13ページをご覧ください。13ページが和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。

第3条第5項を新たに追加しております。こちらは再任用職員の給料表の規定であります。新旧対照表の18ページ以降に行政職1及び医療職の給料表があります。それぞれの給与表、18ページをご覧ください。18ページの一番左の列の部分に、適用区分として再任用職員以外の職員と、

次に24ページをお願いします。24ページの上の方の表に再任用職員の欄を設けて、それぞれの給与表において二つに分けております。再任用職員以外の職員の部分については改正は行っておりませんが、最後の行、再任用職員の部分に新たに設けておりますので、職務の級に応じてそれぞれ給料月額が支給されます。金額については国の給料表に準じて規定しているところでございます。

それでは新旧対照表の13ページに戻っていただきたいと思います。第3条の2を新たに追加しています。こちらは再任用短期時間勤務職員の給料月額の規定であります。再任用短時間勤務職員の給料月額については、先ほど説明した給料月額にその者の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数字を乗じて得た額となります。具体例を申し上げますと、週15時間30分の勤務の再任用職員でありますと、1週間が38時間45分でありますのでその38時間45分に対する15時間30分の割合、要するに5分の2の割合になりますので、その5分の2の割合を給料月額に乗じて得た額が短時間勤務職員の給料月額となるものであります。

続きまして新旧対照表の14ページをご覧ください。第10条の2は通勤手当に関する規定です。但し書きに新たに加えております。再任用短時間勤務職員の通勤手当については、フルタイム職員との均衡を考慮し、通勤回数に応じた手当を支給すると規定しております。

次に第12条は時間外勤務手当の規定であります。こちらは第2項を後に追加しております。第1項においては、フルタイム勤務職員の時間外勤務手当の率を規定していますが、第2項において再任用短時間勤務職員の率を規定したものです。具体的には、フルタイム勤務職員は1時間あたりの給与額に100分の125から100分の150までの割合を乗じた額を支給するのに対して、再任用短時間勤務職員に対しては100分の100の割合を乗じた額を支給すると規定しております。

続いて新旧対照表の16ページをお願いします。17条は時間外勤務手当に関する規定の適用除外の規定であります。第1項においては、管理職の職員には時間外勤務手当は支給しない旨の規定でした。条の見出しを「特定の職員についての適用除外」と改め、第2項として再任用職員には支給しない手当の規定を追加しております。支給されない諸手当については、国の制度では職務に関連する手当は支給する必要があるものの、生活関連手当や人材確保を目的とした諸手当は支給しないとされていることから、再任用職員には第9条に規定する扶養手当、第10条の3に規定する住居手当は支給しないとしているものです。

次に18条は期末手当の規定であります。第2項に一般の職員の支給率を規定しております。第3項を後に追加し、再任用職員の支給率を定めるものです。6月支給分は一般の職員が100分の122.5の支給率に対して、再任用職員は100分の65、12月支給分は一般の職員が100分の137.5の支給率に対して、再任用職員は100分の80としています。期末手当の年間分としては、一般の職員で100分の260が支給されますが、再任用職員については100分の145と率を下げた支給するものでございます。

次に新旧対照表の17ページをご覧ください。第19条は勤勉手当の規定であります。第2項において勤勉手当の支給率を規定していますが、再任用職員の支給率を規定するにあたって第1号に一般の職員、第2号に再任用職員について号立てとして規定しております。第2項第1号の一般

職の職員の規定では、6月・12月支給分とも100分の67.5、同項第2号の再任用職員の規定では、6月・12月支給分とも100分の32.5とするものであります。今説明しました再任用職員に係る期末手当、勤勉手当については国に準じた支給率としているところでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表の7ページに戻っていただきたいと思います。

これから申します5本の条例につきましては、和水町職員の定年等に関する条例及び和水町一般職の職員の給与に関する条例を引用しております。先ほど説明したとおり、この条例を改正した関係で条項のずれを改正するものでございますので、説明は省略していききたいと思います。

まず一つ目が、新旧対照表の7ページから9ページにあります和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。

二つ目が、新旧対照表の10ページになります。和水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正です。

それから三つ目が、新旧対照表の11ページになります。和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正。

四つ目が、新旧対照表の12ページになります。和水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正。

五つ目が、新旧対照表の44ページになりますけど、44ページの和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正。

以上の5本の条例につきましては、条項のずれのみの改正でございますので説明は省略いたします。

続きまして新旧対照表の43ページをご覧ください。和水町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正です。第20条は再任用職員についての適用除外を新たに追加しております。内容は、一般職と同様に技能労務職員の再任用職員には、第4条に規定する扶養手当、第13条に規定する退職手当及び第13条の2に規定する住居手当を支給しないとするものでございます。

次に新旧対照表の45ページをお願いします。和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。第20条は再任用職員についての適用除外の規定であります。これも一般職や技能労務職と同様に、再任用職員には第5条に規定する扶養手当及び第6条に規定する住居手当を支給しないものとするものです。

以上で議案第73号、和水町職員の再任用に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第74号 和水町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第8、議案第74号「和水町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第74号、和水町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正について、の説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、平成25年3月30日に公布されました地方税法の一部を改正する法律により、延滞金の割合の特例が見直されたことを受けまして、地方税法との均衡を失しないよう措置するため関係条例を改正するものでございます。今回の関係する条例は六つの条例がありまして、各条例を一括で改正する条例案としたものでございます。

まず、別冊に添付しております新旧対照表で説明申し上げます。

まず、1枚目をお願いいたします。第1条として和水町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正でございます。附則に延滞金の割合の特例、新しく条項を追加するものでございます。地方税制度における現行の延滞金は、期限内に納付したものとの間の負担の公平の確保、滞納防止、滞納となった地方税の早期納付を促すことを目的としておりまして、徴収されております。今回の改正で市中金利が低下していることなどを踏まえまして、国税における延滞税の見直しに伴いまして、地方税に係る延滞金の利率の引下げになるものでございます。延滞金の算定基準となります特例基準割合が日本銀行が定める基準割引率に年4%を加算した割合から、国内銀行の貸出約定平均金利の平均に年1%を加算した割合に変更となるものでございます。現在、年14.6%の利率が改正によりまして9.3%に、また納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間につきましては、年7.3%、この年7.3%は特例によりまして、年4.3%の割合に軽減されておりました。今回の改正によりまして、年4.3%が年3.0%とそれぞれ引下げになるものでございます。

続きまして、次の2枚目をお願いいたします。第2条として和水町教職員住宅設置条例の一部改正でございます。第18条中の条文を整理したものでございます。改正内容は第1条の条例の改正と同様でございまして、延滞金の利率の引下げでございます。

続きまして、3枚目をお願いいたします。第3条として和水町奨学金貸与条例の一部改正でございます。附則に延滞金の割合の特例、新しく条項を追加するものでございます。改正内容は第1条の条例の改正と同様でございます。

続きまして、次の4枚目をお願いいたします。4枚目から9枚目、第4条として和水町介護保険条例の一部改正でございます。附則の条項を整理したものでございます。改正内容につきましては第1条の条例改正と同様でございます。

続きまして、10枚目、最後から2枚目のページでございます。第5条として和水町法定外公共物管理条例の一部改正でございます。附則に延滞金の割合の特例、新しく条項を追加するものでございます。改正内容は第1条の条例改正と同様でございます。

続きまして、最後のページになります。第6条として和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。附則の第3条中の条文の整理でございます。改正内容は第1条の条例改正と同様でございまして、延滞金の利率の引下げでございます。

最後に、第1条の条例から第6条の条例まで平成26年1月1日から施行するものでございます。以上で議案第74号の説明を終わります。

日程第 9 議案第75号 和水町税条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第 9、議案第75号「和水町税条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第75号、和水町税条例の一部改正について、の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が 6 月12日に公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。改正条文に添付しております、5 枚目からの新旧対照表で主な条文を説明いたします。

新旧対照表の 1 ページをお願いいたします。第47条の 2、第 1 項の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収の改正は、納税義務者が町外に転出した場合、転出時点で特別徴収から普通徴収に切り替わっていましたが、転出後も継続して公的年金からの特別徴収を行うことができる改正でございます。この改正規定は、平成28年10月 1 日から施行するものでございます。

次に第47条の 5、第 1 項の年金所得に係る仮特別徴収税額等の改正は、年間の特別徴収税額を平準化させるため、仮徴収税額を前年度の年税額の 2 分の 1 とする算定の見直しでございます。この改正規定は、平成28年 1 月 1 日から施行するものでございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

附則第16条の 3 の改正は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債、国債、地方債、上場公社債など利子が対象に追加されたことに伴いまして、所要の規定を整備するものでございます。この改正の規定は、平成29年 1 月 1 日から施行するものでございます。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

附則第19条の 2 の改正は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴いまして、規定を新設したものでございます。この改正の規定も平成29年 1 月 1 日から施行するものでございます。

次に、10ページ以降の改正は、関係法令の改正に伴います規定の削除及び規定の繰上げ、並びに条文の整理でございます。

以上で、議案第75号の和水町税条例の一部改正についての説明を終わります。

日程第10 議案第76号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第10、議案第76号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第76号、和水町国民健康保険税条例の一部改正についての

説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が6月12日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正条文に添付しております、4枚目からの新旧対照表で説明いたします。

今回の改正につきましては、和水町税条例の一部を改正する条例と同様でございまして、関係法令の改正に伴う条文整理が主なものでございます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。附則第6項の改正は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備でございます。

次に附則第9項の改正につきましては、株式等に係る譲渡所得との分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う規定の整備でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。附則第10項の改正につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴いまして規定を新設したものでございます。上場株式等に係る譲渡所得等において、これまで非課税とされていた公社債等の譲渡益等について分離課税の対象とすることとされたものでございます。そのほかにつきましては、関係法令の改正に伴う規定の削除及び規定の繰上げ並びに条文整理でございます。この改正条例は、平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上で議案第76号の和水町国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。

日程第11 議案第77号 和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第11、議案第77号「和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第77号、和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は平成23年9月1日から、「満15歳」とあるものを「満18歳」と、「社会保険各法」とあるのを「婚姻してる者又は社会保険各法」と読替え特例を、平成26年3月31日まで設けていました。現在の特例読替えではなく、定住促進及び子育て支援として高校3年生までの医療費助成をするため改正をお願いしています。

次のページの新旧対照表により説明申し上げます。条例第2条第1項にあります改正前の「満15歳」とあるのを、改正後の「満18歳」に改め、改正前の社会保険各法の前に、「婚姻している者又は」を追加します。追加する理由は、民法753条、婚姻による成年擬制により未成年者が婚姻をしたときは、これをもって成年に達したものとみなすと定めており、成人とみなされるため被扶養者でも婚姻をされた方を除いております。

以上が議案第77号、和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についての提案理由です。

よろしくお願いします。

日程第12 議案第78号 和水町営住宅管理条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第12、議案第78号「和水町営住宅管理条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 議案第78号です。和水町営住宅管理条例の一部改正について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、本議案は公営住宅法の一部を改正する法律の施行に伴い条例を改正する必要がありますので、今回提案をしています。

では新旧対照表で御説明いたしますので、最後のページをお願いいたします。新旧対照表の（8）です。まず改正前では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律となっておりますが、改正後では配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律になっています。つまり法律の題名が変更になっております。被害者の保護に関する法律が、被害者の保護等に関する法律に改正をされております。内容でございますけど、これまでの入居資格は婚姻関係、つまり配偶者から暴力を受けた後に離婚等をし、引き続き暴力等を受けた元配偶者のみ入居資格がありましたが、改正後は生活の本拠をともにする婚姻関係がない交際相手から暴力を受けた後に関係を解消し、引き続き暴力を受けた交際相手、つまり婚姻関係がない場合も入居資格があることとなります。この条例は平成25年7月3日に公布され、施行は平成26年1月3日施行となります。

以上で議案第78号、和水町営住宅管理条例の一部改正について提案理由の説明を終わります。以上です。

日程第13 議案第79号 平成25年度和水町一般会計補正予算（第6号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第13、議案第79号「平成25年度和水町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第79号、平成25年度和水町一般会計補正予算（第6号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,987万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億7,326万5,000円とするものでございます。

補正予算書の6ページをお願いします。第2表、継続費の補正を説明します。変更を1件行っております。これは光ブロードバンド整備事業補助金の変更で、補助金の額が確定したことに伴います変更となるものです。総事業費が3億8,000万から3億2,900万となったことに伴い、平成25

年度の負担金も1億600万から9,180万になることから、この継続費の変更を行っております。

次に7ページをお願いします。第3表、債務負担行為の補正を説明します。追加を2件行っております。

まず1件目が事業名が三加和小中学校児童生徒用パソコン導入事業で、期間が平成25年度から平成30年度までの5年間で、限度額が1,436万4,000円としております。これは三加和小・中学校の現在使用しているパソコンの更新に伴いますリース料となります。リース期間が平成26年2月から平成31年1月までの60カ月となっております。

次に2件目が、三加和区域スクールバス委託事業で、期間が平成25年度から平成28年度までの4年間で、限度額は5,607万円としております。これは三加和区域のスクールバスの運行に伴う委託事業で、ルート数が3ルート、リース期間が、すみません、ルート数が3ルートで委託期間が平成26年2月から平成29年3月までとなっております。

次に8ページをお願いします。第4表、地方債の補正を説明します。変更を4件行っております。合計のところで申しますと、補正前の限度額は17億3,430万となっており、補正後が13億7,470万としており、3億5,960万円を減額、変更しております。この地方債の減額は、地域の元氣臨時交付金を交付されることに伴い、地方債の借入れ予定の事業に、この元氣臨時交付金を充当することに伴う減額となります。

次に11ページをお願いします。歳入です。主なものを説明いたします。

10款地方交付税のところでは、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税の普通交付税を1億8,200万円増額補正しております。これは平成25年度分の普通交付税の確定による歳入の財源として増額補正を行っております。ちなみに平成25年度の普通交付税の確定額は32億2,102万8,000円となっております。

次に14款国庫支出金のところでは、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、13節地域の元氣臨時交付金の地域の元氣臨時交付金を4億3,453万円増額補正しております。この地域の元氣臨時交付金は、平成25年1月11日に日本経済再生に向けた緊急経済対策として閣議決定された交付金であり、今回限りの特別措置であります。この交付対象事業は実施計画を作成する地方公共団体が、実施計画に基づき事業の実施に要する費用の全部、または一部を負担する事業で、平成25年1月12日以降に地方公共団体の平成24年度予算、または平成25年度予算に計上されたものに充当できることとなっております。和水町の交付限度額は4億5,367万8,000円と決定しており、平成25年度現年度分として12の事業にこの4億3,453万円を充当することとして補正をしております。なお、この交付金の計上により地方債の借入れ予定額を3億5,960万円減額しておるところでございます。

12ページをお願いします。次に15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の戸別所得補償人・農地プラン事業補助金を300万円増額しております。これは青年就農給付補助金4人分の300万円に対する県の補助金となります。

次に18款繰入金のところですが、2項基金繰入金、3目公共施設整備基金繰入金、1節公共施設整備基金繰入金の公共施設整備基金繰入金を9,800万円減額補正しております。これは、あば

かん家改修事業及び交流センター改修事業の財源として、公共施設整備基金を繰入れることとしておりましたが、地域の元気臨時交付金を充当することとし、あばかん家改修事業分を3,600万円、交流センター改修事業分を6,200万円、合計9,800万円減額して基金から繰入れをしないこととするための減額です。

次に13ページをお願いします。21款町債のところですが、1項町債、1目総務債、5節光ブロードバンド整備事業の光ブロードバンド整備事業を3,330万円減額しております。これは、光ブロードバンドの整備にかかる平成25年度分の事業費が減額になったことに伴います起債額の減額となります。なお、この事業にも元気臨時交付金を1,908万1,000円充当することとしております。

次に同じく町債の4目土木債、1節道路整備事業の道路整備事業を2億200万円減額しています。これも地域の元気臨時交付金を1億9,098万円充当することに伴う起債額の減額となります。内訳としましては、道路改良の工事分に1億8,520万円、公有財産購入費分1,200万円、補償費分300万円、合計2億200万円の起債額の減額です。これに対しまして、元気臨時交付金を工事請負費に1億7,550万円、公有財産購入費に1,206万円、補償費に3,420万円、合計の1億9,098万円を充当することとしております。

次に5目消防債、1節消防施設整備事業の消防施設整備事業を830万円減額しております。これも地域の元気臨時交付金を828万円充当するための起債額の減額となります。

次に6目の教育債、1節学校建設事業で三加和区域小中併設型校建設事業を5,900万円減額し、菊水区域小中併設型校建設事業を5,880万円減額しています。これも地域の元気臨時交付金を三加和区域分で5,901万1,000円、菊水区域分で5,888万8,000円、合計で1億1,789万9,000円充当することに伴います起債の減額となります。

次に14ページをお願いします。歳出の主なものを説明いたします。歳出の各費目の給料、職員手当と共済費の補正につきましては、人件費の調整により増減補正を行っております。これにつきましては説明を省略させていただきます。

2款総務費のところですが、1項総務管理費、3目財政管理費、25節積立金の減債基金積立金を7,500万円増額補正しております。これは歳入におきまして、普通交付税の増額補正に伴い今後の公債費の償還財源とするため減債基金に積み立てるものでございます。

次に同じく総務費の8目電子計算費のところですが、19節負担金補助及び交付金の光ブロードバンド整備補助金を1,420万円減額補正しております。これは平成25年度、26年度に整備を行います光ブロードバンド整備事業の平成25年度事業に係る町負担金が9,180万円と当初予算から減額になったことに伴い、1,420万円を減額しているところでございます。

次に15ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、3目障がい者福祉費のところですが、20節扶助費の障害者総合支援介護等給付費を1,160万円増額補正しております。これは障がい者と利用者の要望に対する、施設や在宅での各種サービスに対する給付費の不足見込額の増額となります。

次に16ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のところですが、19節負担金補助及び交付金の保育所運営費負担金（私立）を2,731万2,000円増額しており

ます。これは私立保育園の入園児の増加によります運営費負担金の増額となります。

次に17ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、14目戸別所得補償人・農地プラン事業費のところですが、19節負担金補助及び交付金の青年就農給付補助金を300万円増額補正しております。これは就農給付金4名分の補正となります。

次に18ページをお願いします。9款の消防費のところですが、1項消防費、5目災害対策費、25節積立金の災害対策積立金を4,000万円増額補正しております。これは、災害対策基金は平成23年度に創設した資金で、当初予算では計上していませんでしたが、平成25年度分として4,000万円を積み立てることとするものです。今回の積立てで、創設した時の計画の1億2,000万円となります。

次に19ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、6目学校統合事業費のところですが、15節工事請負費の工事請負費を6,462万6,000円増額しております。この工事費の増額の内訳は、三加和中学校プール改修及び三加和小学校プール新設工事費としまして6,000万円、スクールバス簡易バス待合所工事費としまして432万6,000円、また神尾小学校記念碑設置工事としまして300万円、合計の6,426万円の補正としております。その下の18節備品購入費の自動車購入費を1,200万円減額補正しております。これは三加和区域のスクールバス2台を購入する予定で計上しておりましたが、委託することとなったための減額となります。

次に20ページをお願いします。11款災害復旧費のところですが、2項公共土木施設災害復旧費、2目公共土木施設災害復旧費、15節工事請負費の工事請負費を580万円増額補正しております。これは河川の2カ所分と道路1カ所分の災害復旧の工事費となります。

以上簡単ですが議案第79号、和水町一般会計補正予算（第6号）の提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第80号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第14、議案第80号「平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第80号、平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,961万円とするものでございます。

まず最初に5ページをお願いいたします。5ページの債務負担行為の補正でございます。国保保健指導事業、期間が平成25年度から平成28年度まで、限度額159万7,000円、これは軽自動車1台のリース料とパソコン4台のリース料でございます。軽自動車のリース料ですが、現在保健指導を行うため被保険者の自宅訪問をする際に公用車の確保が困難な状況でありまして、36月のリースで計上しております。それからパソコン4台のリース料でございますけど、非常勤職員と臨

時職員が使用しておりますパソコンが年数経過によりまして不具合が生じておりますので、27月のリースで計上しております。

続きまして9ページをお願いいたします。歳出のほうから説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料、一般職給料の2万8,000円の増額、3節職員手当等の時間外勤務手当の18万1,000円の増額、4節共済費、一般職共済組合負担金の1万8,000円の増額、計の22万7,000円を増額計上しております。職員の人件費を計上しております。

次に4款前期高齢者支援金等、1項前期高齢者支援金等、1目前期高齢者納付金、19節の負担金補助及び交付金の前期高齢者納付金1万5,000円の増額計上しております。当初の見込みより増となったため、増額をしております。

続きまして8款保健事業費、2項保健事業費、2目疾病予防費、11節需用費の燃料費2万円、12節の役務費の保険料5,000円、14節使用料及び賃借料の借上料14万1,000円、計の16万6,000円増額計上しております。これは軽自動車1台分とパソコン4台分、平成26年1月から3月までの3カ月分を計上しております。

続きまして、前に戻りまして8ページをお願いいたします。8ページの歳入でございます。

10款繰越金、1項繰越金、2目その他の繰越金、前年度繰越金で40万8,000円増額計上しております。前年度繰越金で調整をしております。

以上でございますが、11月28日に開催しました国保運営協議会に諮問し、答申を受けたことを申し添え、提案理由の説明といたします。

(「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

○議長(多賀勝丸君) それでは5分間休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時36分

○議長(多賀勝丸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第81号 平成25年度和水町介護保険事業会計補正予算(第2号)

○議長(多賀勝丸君) 日程第15、議案第81号「平成25年度和水町介護保険事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長(堤 一徳君) 議案第81号、平成25年度和水町介護保険事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ153万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,775万4,000円とお願いするものです。まず、歳出のほうから御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費に153万4,000円増額をお願いし、3,588万2,000円としています。

内訳は、給与費に14万9,000円、これは人件費の増減の計上分です。それと13節委託料に日常生活圏域ニーズ調査委託料として138万2,000円お願いしています。これは、平成27年度からの第6期計画を策定するにあたり、国から調査表の様式が示されてきましたので、住民健診意向調査とあわせて、健康推進員さんへの配布、回収を委託する費用になります。調査方法は、65歳以上の方のうち、1,000名の方を抽出し、アンケート形式でニーズ調査を実施するものです。

次に、歳入を御説明いたします。5ページにお戻りください。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目その他一般会計繰入金、1 節その他一般会計繰入金の事務費繰入金として153万1,000円増額をお願いしています。これは歳出で述べました増額分の調整の事務費繰入金です。

以上で、議案第81号、平成25年度和水町介護保険会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第82号 平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第16、議案第82号「平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特養施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） 議案第82号、平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億519万3,000円とするものでございます。

5ページをお願いします。歳入について説明いたします。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金を129万8,000円増額補正しまして、5,145万1,000円としております。これは前年度繰越金を歳入財源としまして、129万8,000円を増額しているところでございます。以上が歳入の補正でございます。

歳出について説明いたします。6ページをお願いします。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費122万1,000円を増額補正しまして、4億6,020万2,000円としております。

内訳としましては、給料の69万7,000円の増額、それから職員手当の14万3,000円の増額、それから共済費の38万1,000円の増額でございまして、定期昇給によります人件費の補正でございます。

次に2 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目居宅サービス事業費を7万7,000円増額いたしまして、4,047万9,000円といたしております。内訳は給料の4万3,000円の増額、それから職員手当の9,000円の増額、それから共済費の2万5,000円の増額でございまして、1 款と

同様の定期昇給による人件費の補正でございます。

以上、議案第82号、平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を終わります。

日程第17 議案第83号 平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第17、議案第83号「平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 議案第83号です。平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ626万4,000円を追加し、9,763万4,000円としております。はじめに歳出から説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

今回一般管理費の工事請負費で626万4,000円増額をしております。この工事請負費につきましては、当初予算で一般家庭用の浄化槽設置で30基分、金額約4,150万ほど計上しておりました。11月末までの実績が一般家庭用の浄化槽設置で23基設置をしております。それと営業用の浄化槽18人槽の新設が2基あっております。合計の設置数は現在まで25基となっております。この18人槽の工事費が5人槽の約3倍以上の費用となりますので、現在の予算残では不足するということで、今回提案をしております。なお、現在も数件申請があっており、年度終了まであくまで見込みでございますけど、一般家庭用の浄化槽設置が7件ないし8件の申請があるのではないかとということで、今回626万4,000円ほど計上しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので5ページをお願いいたします。5ページですけど、前年度繰越金で626万4,000円計上しております。なお、歳出の一般管理費の工事請負費を繰越金で対応するというので626万4,000円計上しております。

以上で、議案第83号、和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）提案理由説明を終わります。

日程第18 議案第84号 平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第18、議案第84号「平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第84号、平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ1億4,952万1,000円とするものでございます。

まず5ページの歳入を説明いたします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金3万1,000円の増額、職員の人件費を増額するものでございます。2目保険基盤安定繰入金6万8,000円の増額、低所得者等の保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1、公費において補てんするもので6万8,000円増額しております。

次に、6ページをお願いいたします。6ページの歳出を説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節の給料2万円の増額、3節の職員手当等の4,000円増額、4節の共済費7,000円の増額、計の3万1,000円増額しております。職員の人件費を増額するものでございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金、基盤安定負担金の6万8,000円、先ほど歳入で申し上げましたとおり、低所得者等の保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1、当初の見込みより増となったため、6万8,000円増額しております。

以上で簡単ですが、提案理由といたします。

日程第19 同意第9号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（多賀勝丸君） 日程第19、同意第9号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 同意第9号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成25年12月11日提出、和水町長。

住所は和水町上板楠397番地でございます。氏名、佐藤博明、昭和22年11月3日生でいらっしゃいます。再任を願うものでございます。

提案理由、法務大臣に人権擁護委員の候補者を推薦するときは、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第9号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、同意第9号は、同意することに決定いたしました。

日程第20 同意第10号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（多賀勝丸君） 日程第20、同意第10号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 同意第10号、人権擁護委員候補者の推薦について御提案を申し上げます。人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成25年12月11日提出、和水町長。

住所は和水町江田4375番地の1でございます。氏名、坂口幸裕、昭和27年11月28日生でいらっしゃいます。新任でございまして、この春まで高校の先生をなさっておった方でございます。

提案理由といたしまして、法務大臣に人権擁護委員の候補者を推薦するときは、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要がございます。この議案を提出する理由でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第10号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、同意第10号は、同意することに決定いたしました。

日程第21 陳情等の常任委員会付託について

○議長（多賀勝丸君） 日程第21、本日までに受理した陳情等は、お手元にお配りした陳情等文書受付一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れでございました。

散会 午前11時52分